

労務費の基準に関する経緯

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

（参考1）建設業の賃金と労働時間

建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)
全産業 494万円/年 1,954時間/年

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和4年）

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和4年度）

（参考2）建設業就業者数と全産業に占める割合（）内

[H9] 685万人（10.4%）⇒ [R4] 479万人（7.1%）

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善

賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

働き方改革

労働時間の適正化

生産性向上

現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

- 標準労務費の勧告**

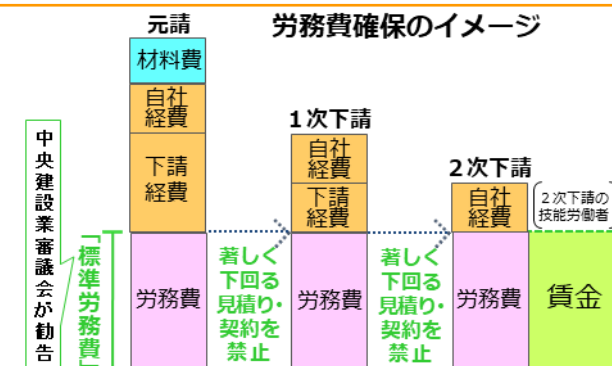
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

- 適正な労務費等の確保と行き渡り**

・著しく低い**労務費**等による**見積り**や**見積り依頼**を禁止

➡ 国土交通大臣等は、**違反発注者**に**勧告・公表**（違反建設業者には、現行規定により**指導監督**）

- 原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール**

- ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（**リスク**）の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
- ・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として明確化

- 契約後のルール**

- ・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制**

- ・**工期ダンピング対策**を**強化**（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

- ICTを活用した生産性の向上**

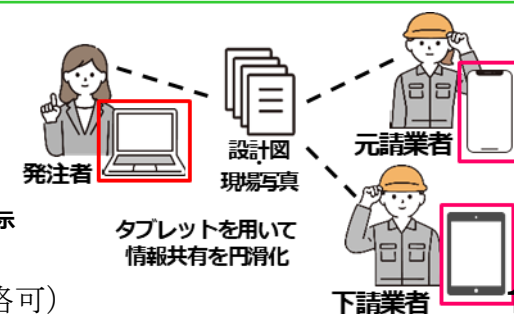
- ・現場技術者に係る**専任義務**を**合理化**（例. 遠隔通信の活用）
- ・国が**現場管理**の「**指針**」を**作成**（例. 元下間でデータ共有）

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※ 多くの下請業者を使う建設業者

- ・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）



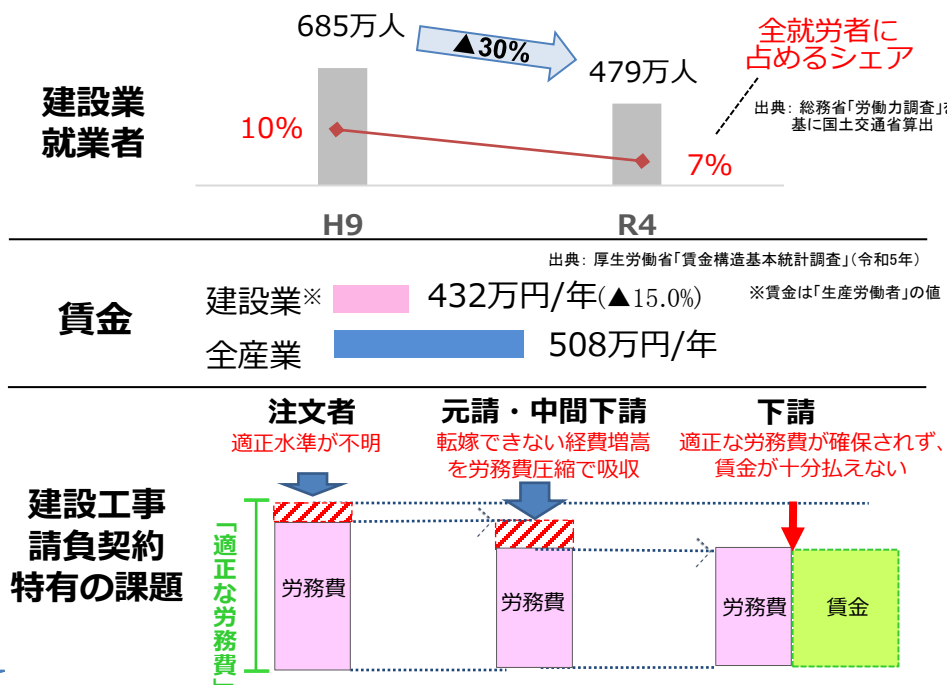
技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



タブレットを用いて
情報共有を円滑化

技能労働者の処遇を巡る建設業界の状況

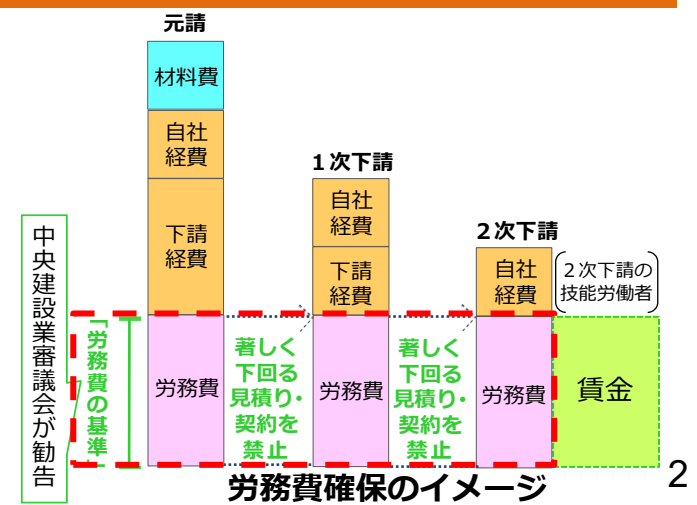
- 建設業は、技能労働者の高齢化と若年入職者の減少が続き、**担い手の確保が困難**。
- 中長期的に担い手を確保するため、労働行政が担保する最低賃金に留まらない、**技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の処遇改善が必要**。
- 一方、建設工事の請負契約において、**労務費(賃金の原資)**は、相場が分かりづらい、材料費よりも削減が容易、技能者の処遇を考慮せず**安価に請け負う業者が競争上有利等の性質により、過度な重層下請構造の下、技能者を雇用する下請業者まで適切に確保されていない**。
- 担い手の確保により建設工事の適正な施工を将来にわたって確保するため、建設業の特性に対応し、**請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に行き渡らせるための新たなルールが必要**。



建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- 労働者の処遇確保を建設業者に**努力義務化** (建設業法25条の27)。
- 適正な水準の労務費が**、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において**確保され、技能労働者の賃金として行き渡ることを図る**。
- このため、中央建設業審議会が「**適正な労務費の基準**」を作成 (建設業法34条) し、これを著しく下回る見積り・契約締結を**禁止** (同法20条) し、違反した業者は**指導・監督** (同法28条)、発注者は**勧告・公表** (同法20条) の対象とする。

✓ 「建設Gメン」による個々の請負契約の实地調査・改善指導、必要に応じた許可行政庁による強制力のある立入検査等の実施等により、改正法の実効性を確保。



改正後の建設業法(労務費の基準関係)

労働者の処遇確保の努力義務

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

第二十五条の二十七条 (略)

- 2 **建設業者は、**その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の**労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。**
- 3 (略)
- 4 国土交通大臣は、前三項の規定による取組に資するため、必要に応じ、講習及び調査の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

「労務費の基準」の勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

- 2 **中央建設業審議会は、**第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び**労務費に関する基準**、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準**を作成し、並びにその実施を勧告することができる。**
- 3 (略)

適正な労務費等の確保と行き渡り等

(建設工事の見積り等)

- 20 第二十条 **建設業者は、**建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの**材料費、労務費及び**当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として**国土交通省令で定めるもの**(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費の**内訳**並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を**記載した建設工事の見積書**(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。
- 2 前項の場合において、材料費等記載**見積書に記載する材料費等の額は、**当該建設工事を施工するために**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであってはならない。**
- 3 (略)
- 4 建設工事の**注文者は、**建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載**見積書の内容を考慮するよう努めるものとし、**建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。
- 5 (略)
- 6 建設工事の**注文者は、**第四項の規定により材料費等記載**見積書を交付した建設業者**(建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。)**に対し、**その材料費等の額について当該建設工事を施工するために**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。**
- 7 前項の規定に**違反した発注者が、**同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき**建設業者と請負契約**(当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)**を締結した場合**において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした**国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告**をすることができる。
- 8 (略)

労務費の基準の検討に当たって考慮すべき事項

「基本問題小委員会中間とりまとめ」における議論

- 「**適正な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費**」を「**中長期的にも持続可能な水準で設定**」すること。
- 「**請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割**」をもたせること。
- 「**廉売行為を規制するに当たっての参考指標**」としても用いること。

～労務費の基準の作成・勧告に当たっての留意点～

- 標準労務費の策定に当たっては、例えば、**設計労務単価に**工種ごとの標準的な仕様・条件（＝規格）での**労務歩掛等（単位施工量当たりの作業労力・人工）を乗じる方法**により、**単位施工量当たりの金額として算出**することを検討すべき。
- **労務歩掛等**は、工種ごとに**様々な規格が存在**していることから、工種によって幅を持たせた形で勧告すること等を検討すべき。
- 標準的な**労務歩掛等**の設定に当たっては、それらが**各種工事の実態に即しているかどうか**や、**国の直轄工事の歩掛等が設定されていない住宅建築工事の工種に係る算出をどのような方法で行うか**なども含め、行政のみならず建設工事の受発注者等の関係者からも十分に意見を聴取して検討を進めていくことが必要。
- 労務費の相場観を形成し、廉売行為の判断基準にすると、その機能を損なわないかにも留意しつつ、標準労務費を**例えば労務比率の高い工種から段階的に勧告する等の対応**も検討すべき。
- 標準労務費の具体的な範囲や内容等については、**技能労働者の能力・資格や経験等に応じた賃金支払いの実現に十分に寄与できるよう考慮**しつつ、**幅広く合意を得ながら**検討すべき。
- 下請契約における適切な労務費等の確保のため、**標準見積書、請負代金内訳書等に労務費等の内訳を明示する取組を促進**すべき。

検討に当たっては、以下のような建設業特有の
事業環境の考慮が必要

参考資料P4～P8、P19,20参照

○ 土木建築・公共民間の違い

・・・建設工事は、大きく土木と建築、公共と民間に分かれ、それぞれ競争環境が異なる。いずれも総価での請負契約による点は共通するが、公共工事は原則入札により受発注者間での請負金額が決定。

○ 業種・職種の複雑性

・・・一つの建設工事を完成させるためには多様な作業が必要で、一現場において、作業進捗に応じて多数の専門工事業者が施工に関与。特に建築において職人の専門技能も細分化。

○ 多様な雇用形態、零細な業態

・・・技能労働者の雇用形態は、社員（直用）、日雇い・季節労働、一人親方等に多様に分化。職別工事業者の約9割が10人未満の事業所で、小規模零細事業所に雇用される者の割合も高い。

○ 「労務費」の定義の多義性

・・・技能労働者の雇用に伴い必要な経費としては、賃金その他、法定福利費（事業主負担分）、労務管理費、宿舍費等が存在。賞与、時間外賃金の取扱い等についても留意が必要